

泉大津市スポーツ施設・学校体育施設予約システム構築業務委託 に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、泉大津市スポーツ施設・学校体育施設予約システム構築業務を委託するにあたり、豊富な情報、知識、経験を有した業務遂行能力の高い優秀な受託事業者を選定するため、事業者からの企画提案を受けて審査することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 名称

泉大津市スポーツ施設・学校体育施設予約システム構築業務

(2) 内容

別紙「泉大津市スポーツ施設・学校体育施設予約システム構築業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

ただし、令和4年2月1日からの稼働を円滑に行うため、契約締結後、遅くとも令和4年1月1日からテスト稼働ができる環境を構築すること。

(4) 提案限度額

泉大津市スポーツ施設・学校体育施設予約システム

初期導入費 6,923,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※初期導入費には、システム導入に係る一切の費用を含む。

また、電子錠設置にあたり学校体育施設については電子キーボックスの収納ボックス設置費用を含むこと。

3. 担当課及び書類の提出先

〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町9番12号

泉大津市教育委員会事務局教育部

スポーツ青少年課スポーツ振興係

T E L 0725-33-1131（内線 2324）

E-mail taiiku@city.izumiotsu.osaka.jp

4. 参加資格要件

参加表明書の提出日時時点で、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例第1号)に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (7) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

5. 日程

本件に関する必要書類の提出等の期限は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 実施要領配布日 | 令和3年10月7日(木) |
| (2) 参加表明書の提出締切日 | 令和3年10月15日(金)午後5時まで |
| (3) 質問締切日 | 令和3年10月18日(月)午後5時まで |
| (4) 質問回答日 | 令和3年10月19日(火) |
| (5) 企画提案書等提出締切日 | 令和3年10月25日(月)午後5時まで |

- | | |
|---------------|-------------------|
| (6) プレゼンテーション | 令和3年10月28日(木)【予定】 |
| (7) 審査結果通知日 | 令和3年11月1日(月)【予定】 |
| (8) 契約締結予定日 | 令和3年11月上旬【予定】 |

6. 参加表明

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1号)
- ② 会社概要書(様式2号)

(2) 提出部数

上記①②を各1部提出すること。

(3) 提出方法

期限までに担当課へ電子メールで送信すること。

ただし、提出書類の原本を後日、担当課へ郵送により提出すること。

(4) 留意事項

書類(原本)の提出については、令和3年10月18日(必着)とする。

(5) 参加の承認

参加承認の可否については、令和3年10月18日(月)までに参加表明書に記載されたE-mailアドレスに電子メールで通知する。

7. 質問の提出及び回答

(1) 提出書類

質問書(様式3号)

※ 電話や窓口訪問による口頭での質問には一切応じない。

(2) 提出方法

業務毎に期限までに担当課へ電子メールで送信すること。送信する際の件名は次のとおりとする。

件名:【泉大津市スポーツ施設・学校体育施設予約システム構築業務委託プロポ質問】
社名_送信年月日

(3) 回答

参加表明のあった全事業者に対し、回答書を電子メールで送信する。

8. 企画提案

(1) 提出書類

- ① 企画提案書(様式4号)
- ② 実施体制調書(様式5号)
- ③ 機能要件一覧 (対応可否について回答したもの)
- ④ 見積書

- ・ 様式は任意とするが、導入・構築に係る初期費用及び、構築後60ヶ月の運用を想定した保守費用、電子錠利用料等を明確に記載し、総額を示すこと。
- ・ 積算根拠を具体的に示す内訳書を作成すること。
- ・ 合計金額は消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込み価格に記載すること。
- ・ 初期導入費について、「2 業務の概要」の「(4)提案限度額」に示す金額を超える場合は失格とする。

⑤ 業務完了までの工程表（任意様式）

⑥ その他、提案内容の詳細を示す資料（プレゼンテーションで使用するもの）

※ 消費税率については、10%として積算すること。

※ 人件費、諸経費等の積算根拠、内訳をできるだけ詳細に記載すること。

(2) 提出部数

①～⑥を各10部（正本1部、副本9部）提出すること。

(3) 提出方法

令和3年10月25日（月）午後5時までに担当課へ郵送により提出すること。

(4) 留意事項

① 郵送による書類の提出は提出期限必着とする。

② 参加を辞退する場合は、辞退届（様式6号）を同様の方法で提出すること。

9. プレゼンテーション

(1) 開催日

令和3年10月28日（木）【予定】

※ 詳細は後日通知します。

(2) 開催場所

オンラインでの実施を予定。

(3) 実施要領

① 概ねプレゼンテーションを45分（企画提案説明30分・システムデモンストレーション15分）、質疑応答を15分とする。

② 使用する資料は、企画提案書に添付した資料のみとする。資料の追加提出は認めない。ただし、審査委員会が必要であると認めたときはこの限りではない。

③ プレゼンテーションへの参加者は3名を限度とし、本業務に直接携わる主担当者が説明すること。

④ プレゼンテーションは非公開とする。

⑤ 企画提案書等の書類審査により、プレゼンテーションへの参加を認めない場合がある。

10. 審査方法

(1) 審査基準

別紙「審査基準配点表」のとおり

(2) 審査方法

- ① 本市の庁内関係者で構成する「泉大津市スポーツ施設・学校体育施設予約システム構築業務委託に係るプロポーザル審査委員会」において審査する。
- ② 企画提案書、価格、プレゼンテーションの内容を評価し、合計点数が最も高い事業者1社を優先交渉権者として選定する。
- ③ 企画提案が1社であっても審査を行い、評価点が配点合計の6割以上であった場合は、その事業者を優先交渉権者として選定する。
- ④ 優先交渉権者との契約協議が成立しなかった場合は、次点であった事業者を新たに優先交渉権者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果について、企画提案書を提出したすべての事業者に対し、令和3年11月1日(月)【予定】に通知する。なお、審査の内容及び結果に対する質問、異議は一切認めない。

1 1. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案者が、「4. 参加資格要件」を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類の提出期限を守れないとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (4) 企画提案書等が、本実施要領又は仕様書に適合していないとき
- (5) 本業務について、1事業者が2以上の企画提案をしたとき
- (6) 見積書内導入・構築に係る初期費用の金額が「2. (4) 提案限度額」を超えているとき
- (7) プレゼンテーション審査を欠席したとき
- (8) 契約を履行することが困難であると認められるとき
- (9) 著しく信義に反する行為があったとき
- (10) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき

1 2. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉権者と市が協議を行い、企画提案を受けた内容を基本として、委託業務に係る仕様書を確定させうえで契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約を締結しない。

- ① 優先交渉権者の責めに帰すべき理由により、市が指定する期日までに契約締結に応じなかったとき
- ② 本要領に違反した場合等、契約相手としてふさわしくないと市が判断したとき

(2) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出された見積書の範囲内とする。

(3) 契約保証金

泉大津市財務規則（昭和44年規則第7号）第114条の規定による契約保証金を納付すること。ただし、同規則第116条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

13. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出期限後において、提出書類の修正又は再提出は認めない。ただし、審査委員会が必要と認めて指示した場合を除く。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (5) 企画提案書等で提案された内容は、実現可能なものとして仕様書に規定されたものとみなす。実現性が低いにもかかわらず提案するようなことはしないこと。